

<手続きの流れ>

①指定工事店へ 貸付利用を伝える

指定工事店へ工事を発注するときに、貸付希望と伝えてください。

②市へ貸付金を 申請する

指定工事店が皆さまに代わって手続きをしますので、
必要書類①、③～⑨（⑨は必要な場合のみ）を渡してください。

③承認通知書を 受け取る

市の審査で貸付が決定すれば、
申請者に「水洗便所改造資金貸付承認通知書」が交付されます。

④金融機関へ口座振替 依頼書を提出する

必要書類⑩、通帳、届印を持参し、金融機関で手続きをしてください。

⑤市から貸付金が 振り込まれる

工事が完了し、検査に合格すれば申請人の口座に貸付金が
振り込まれます。

⑥貸付金の返済

貸付金が振り込まれた翌々月から返済が始まります。

<必要書類>

- ①水洗便所改造資金借受申請書
 - ②排水設備等工事調書 …………… 指定工事店が記入します。
 - ③水洗便所改造資金借用証書 …………… 借用金額に応じた収入印紙を貼ってください。
 - ④水洗便所改造資金貸付金請求書
 - ⑤財産調査同意書 …………… 申請人・連帯保証人、両方共必要です。
 - ⑥課税証明書
 - ⑦納税証明書
 - ⑧印鑑登録証明書
- …………… 申請人・連帯保証人、両方共必要です。
…………… 指定工事店に渡すときは、封筒に入れて封をして
…………… ください。
- ⑨世帯主が記載された住民票抄本 …… 申請人と連帯保証人の住所が同じ場合、
申請人・連帯保証人、両方共必要です。
 - ⑩檀原市水洗便所改造資金貸付償還金預金口座振替依頼書

※①、③～⑤、⑩の用紙は指定工事店から受け取ってください。

檀原市ホームページからも印刷できます。

希望される場合は、指定工事店を通じて申し込んでください。